

○岡山市指定第1号訪問事業の内容、実施方法、基準等を定める規則

平成29年2月28日

市規則第14号

改正 平成30年9月28日市規則第204号

令和3年3月30日市規則第70号

令和6年3月29日市規則第44号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 人員に関する基準（第5条—第8条）

第4章 設備に関する基準（第9条）

第5章 運営に関する基準（第10条—第41条）

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条—第44条）

第7章 共生型生活支援訪問サービスに関する基準（第45条・第46条）

第8章 雜則（第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、本市の行う第1号訪問事業の内容、実施方法、当該事業に係る介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第1号イ及び第2号に規定する基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）、岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号），岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第32号）及び岡山市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年市規則第12号）で使用する用語の例による。

2 この規則において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護予防訪問サービス 居宅要支援被保険者等について，その者の居宅において，その介護予防を目的として行われる入浴，排せつ，食事等の介護，調理，洗濯，掃除等の家事（居宅要支援被保険者等が単身の世帯に属するため又は同居している家族等の障害，疾病等のため，これらの者が自ら行うことが困難な家事であって，居宅要支援被保険者等の日常生活上必要なものとする。以下同じ。），生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援者に必要な日常生活上の支援をいう。

(2) 生活支援訪問サービス 前号に掲げる支援のうち，専ら生活援助を中心とした支援をいう。

(3) 共生型生活支援訪問サービス 指定居宅介護事業者（岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第81号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。以下同じ。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者の申請に係る市長の指定を受けた者による生活支援訪問サービスをいう。

(4) 指定第1号訪問事業者 市長が指定した第1号訪問事業を提供する事業者をいう。

(5) 指定第1号訪問事業 指定第1号訪問事業者が行う第1号訪問事業をいう。

(6) 指定介護予防訪問サービス事業者 市長が指定した介護予防訪問サービスを提

供する事業者をいう。

(7) 指定生活支援訪問サービス事業者 市長が指定した生活支援訪問サービスを提供する事業者をいう。

(8) 第1号事業費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該指定第1号訪問事業に要した費用の額を超えるときは、当該指定第1号訪問事業に要した費用の額とする。）をいう。

(9) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定第1号訪問事業者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定第1号訪問事業をいう。

(10) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定第1号訪問事業の一般原則)

第3条 指定第1号訪問事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

4 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、地域包括支援センター、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

5 指定第1号訪問事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。

第2章 基本方針

第4条 指定第1号訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援（生活支援訪問サービスにあっては専ら生活援助を中心とした支援）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第3章 人員に関する基準

（指定介護予防訪問サービスの従業者の員数）

第5条 指定介護予防訪問サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定生活支援訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービスの事業と指定訪問介護又は指定生活支援訪問サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問サービスの利用者及び指定訪問介護の利用者又は指定生活支援訪問サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号。以下「平成24年厚生労働省告示第118号」という。）により

厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 指定介護予防訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービスの事業と当該指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防訪問サービスの管理者)

第6条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定生活支援訪問サービスの従業者の員数)

第7条 指定生活支援訪問サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定生活支援訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき生活支援訪問介護員等（指定生活支援訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は本市が定める一定の研修を修了した者をいう。以下同じ。）の員数は、利用者の数に応じて必要数とする。

2 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定生活支援訪問サービス事業所ごとに、生活支援訪問介護員等のうち、1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他基準省令第5条第4項に規定する平成2

4年厚生労働省告示第118号により厚生労働大臣が定める者又は省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者であつて、専ら指定生活支援訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定生活支援訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

- 4 第1項及び第3項に規定する生活支援訪問介護員等及び訪問事業責任者の合計数は、利用者の数にかかわらず常勤換算で1以上とする。
- 5 指定生活支援訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援訪問サービスの事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第5条第1項から第4項まで又は第5条各項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定生活支援訪問サービスの管理者)

第8条 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定生活支援訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活支援訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活支援訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第4章 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第9条 指定第1号訪問事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定第1号訪問事業所」という。）の設備及び備品に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。
- (2) 指定生活支援訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定生活支援訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等

を備えること。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項第1号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 3 指定生活支援訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援訪問サービスの事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第7条第1項又は第1項第1号に規定する設備等に関する基準を満たすことをもって、同項第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する重要事項に関する規程の概要、指定第1号訪問事業所の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定第1号訪問事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第47条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したもの交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定第1号訪問事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定第1号訪問事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項に掲げる方法のうち指定第1号訪問事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定第1号訪問事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定第1号訪問事業者は、正当な理由なく指定第1号訪問事業の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 指定第1号訪問事業者は、当該指定第1号訪問事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定第1号訪問事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント受託者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適當な他の指定第1号訪問事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(資格等の確認)

第13条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者であることの確認（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 指定第1号訪問事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定第1号訪問事業を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請等に係る援助)

第14条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業の提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請等が既に行われているかどうかを確認し、当該申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

2 指定第1号訪問事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請等が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならぬ。

3 指定第1号訪問事業者は、前2項に規定する申請等に際し、指定第1号訪問事業の利用を希望する者に対して、その者の実態と異なる基本チェックリストの記入の誘導等を行ってはならない。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第16条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業を提供するに当たっては、介護予防支援事業者等、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第17条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業の提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成を指定介護予防支援事業者等に依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、指定介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第18条 指定第1号訪問事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った指定第1号訪問事業を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第19条 指定第1号訪問事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する

場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第20条 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業を提供した際には、当該指定第1号訪問事業の提供日及び内容、当該指定第1号訪問事業について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第22条 指定第1号訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定第1号訪問事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定第1号訪問事業に係る第1号事業費用基準額から当該指定第1号訪問事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定第1号訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定第1号訪問事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定第1号訪問事業に係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定第1号訪問事業を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定第1号訪問事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、

利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第23条 指定第1号訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定第1号訪問事業に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定第1号訪問事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第24条 指定第1号訪問事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等又は指定生活支援訪問サービス事業所の生活支援訪問介護員等（以下「訪問介護従事者」という。）に、その同居の家族である利用者に対する指定第1号訪問事業の提供をさせてはならない。

(別居親族に対するサービス提供の制限)

第25条 指定第1号訪問事業者は、訪問介護従事者に、その別居の親族である利用者であって、訪問介護従事者の配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族であるものに対する指定第1号訪問事業の提供をさせてはならない。ただし、別居の親族である利用者に対する指定第1号訪問事業が次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

(1) 指定第1号訪問事業の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定第1号訪問事業の提供を受けなければ、必要な第1号訪問事業の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。

(2) 指定第1号訪問事業が、指定介護予防支援事業者等又は基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画等に基づいて提供されること。

(3) 指定第1号訪問事業が、指定介護予防訪問サービス事業所のサービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）又は指定生活支援訪問サービス事業所の訪問事業責任者（第7条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）の行う具体的な指示に基づいて提供されること。

(4) 指定第1号訪問事業が入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とすること。

- (5) 指定第1号訪問事業を提供する訪問介護従事者の当該指定第1号訪問事業に従事する時間の合計時間が当該訪問介護従事者が指定第1号訪問事業に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないこと。
- 2 指定第1号訪問事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護従事者にその別居の親族である利用者に対する指定第1号訪問事業の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る第43条第2号の第1号訪問事業計画の実施状況等からみて、当該指定第1号訪問事業が適切に提供されていないと認めるとときは、当該訪問介護従事者に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(利用者に関する本市への通知)

第26条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定第1号訪問事業の利用に関する指示に従わないことにより、心身の状態を悪化させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって指定第1号訪問事業を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第27条 指定第1号訪問事業所の従業者は、現に指定第1号訪問事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者等の責務)

第28条 指定第1号訪問事業所の管理者は、当該指定第1号訪問事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業所の管理者は、当該指定第1号訪問事業所の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 指定介護予防訪問サービス事業所のサービス提供責任者又は生活支援訪問サービス事業所の訪問事業責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 当該指定介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) 地域包括支援センター等に対し、指定介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、^{くう}口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (5) 訪問介護従事者（サービス提供責任者及び訪問事業責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問介護従事者の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護従事者の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 訪問介護従事者に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第29条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定第1号訪問事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 成年後見制度の活用支援
- (9) 苦情解決体制の整備
- (10) その他運営に関する重要な事項

(介護等の総合的な提供)

第30条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあつてはならない。

- 2 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定生活支援訪問サービスの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事（以下「援助等」という。）を常に総合的に提供するものとし、援助等のうち特定の支援に偏することがあつてはならない。
- （勤務体制の確保等）

第31条 指定第1号訪問事業者は、利用者に対し適切な指定第1号訪問事業を提供できるよう、指定第1号訪問事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに、当該指定第1号訪問事業所の訪問介護従事者によって指定第1号訪問事業を提供しなければならない。
- 3 指定第1号訪問事業者は、従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 4 指定第1号訪問事業者は、適切な指定第1号訪問事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定第1号訪問事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第31条の2 指定第1号訪問事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定第1号訪問事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定第1号訪問事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務

継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第32条 指定第1号訪問事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 指定第1号訪問事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 指定第1号訪問事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定第1号訪問事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第33条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所の見やすい場所に、第29条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、重要事項を記載した書面を指定第1号訪問事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、前項の規定による指定第1号訪問事業所の掲示に代えることができる。

3 指定第1号訪問事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第34条 指定第1号訪問事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利

用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、当該指定第1号訪問事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定第1号訪問事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第35条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第35条の2 指定第1号訪問事業者は、介護予防サービス計画及びケアプランの作成又は変更に關し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(指定介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第36条 指定第1号訪問事業者は、指定介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第37条 指定第1号訪問事業者は、提供した指定第1号訪問事業に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定第1号訪問事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定第1号訪問事業者は、提供した指定第1号訪問事業に關し、法第115条の45の7第1項の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して本市が行

う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定第1号訪問事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

5 指定第1号訪問事業者は、提供した第1号訪問事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定第1号訪問事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第38条 指定第1号訪問事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定第1号訪問事業に関する利用者からの苦情に関して本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定第1号訪問事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定第1号訪問事業の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第39条 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する指定第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する指定第1号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第39条の2 指定第1号訪問事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に

掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 指定第1号訪問事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 指定第1号訪問事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定第1号訪問事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第40条 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業所ごとに経理を区分するとともに、指定第1号訪問事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。ただし、介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号）第5項第1号、第4号又は第5号に掲げる施設等と指定第1号訪問事業所とが併設され、又は一の事業所等で複数行われている場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第41条 指定第1号訪問事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定第1号訪問事業者は、利用者に対する指定第1号訪問事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第26条の規定による本市への通知に係る記録
- (3) 第31条第1項の規定による勤務の体制等の記録
- (4) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第43条第2号に規定する第1号訪問事業計画
- (7) 第43条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(8) 法第115条の45の3に規定する第1号事業支給費及び第22条第1項から第3項までの規定による利用料等に関する請求及び受領等の記録

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定第1号訪問事業の基本取扱方針)

第42条 指定第1号訪問事業は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定第1号訪問事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定第1号訪問事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定第1号訪問事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定第1号訪問事業者は、指定第1号訪問事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

6 指定第1号訪問事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(指定第1号訪問事業の具体的取扱方針)

第43条 指定第1号訪問事業の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定第1号訪問事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) サービス提供責任者又は訪問事業責任者（以下「サービス提供責任者等」という。）は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定第

1号訪問事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した第1号訪問事業計画を作成すること。

- (3) 第1号訪問事業計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) サービス提供責任者等は、第1号訪問事業計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬこと。
- (5) サービス提供責任者等は、第1号訪問事業計画を作成した際には、当該第1号訪問事業計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 指定第1号訪問事業の提供に当たっては、第1号訪問事業計画に基づき、利用者が日常生活を営むため必要な支援を行うこと。
- (7) 指定第1号訪問事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定第1号訪問事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (10) 指定第1号訪問事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (11) サービス提供責任者等は、第1号訪問事業計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該第1号訪問事業計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該第1号訪問事業計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該第1号訪問事業計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うこと。

(12) サービス提供責任者等は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならないこと。

(13) サービス提供責任者等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて第1号訪問事業計画の変更を行うこと。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する第1号訪問事業計画の変更について準用する。

(指定第1号訪問事業の提供に当たっての留意点)

第44条 指定第1号訪問事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定第1号訪問事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定第1号訪問事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定第1号訪問事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性等についても考慮しなければならないこと。

第7章 共生型生活支援訪問サービスに関する基準

(共生型生活支援訪問サービスの基準)

第45条 共生型生活支援訪問サービスの事業を行う指定居宅介護事業者及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりする。

(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定

居宅介護等の利用者及び共生型生活支援訪問サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活支援訪問サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活支援訪問サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第46条 第4条、第7条、第8条及び第5章（第30条第1項を除く。）並びに前章の規定は、共生型生活支援訪問サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第29条」とあるのは「第46条において準用する第29条」と、第25条第1項第3号中「第7条第2項」とあるのは「第46条において準用する第7条第2項」と、同条第2項中「第43条第2号」とあるのは「第46条において準用する第43条第2号」と、第28条第2項中「この章及び次章」とあるのは「第46条において準用する第5章及び第6章」と、第33条第1項中「第29条」とあるのは「第46条において準用する第29条」と、第41条第2項第1号中「第21条第2項」とあるのは「第46条において準用する第21条第2項」と、同項第2号中「第26条」とあるのは「第46条において準用する第26条」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第46条において準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第37条第2項」とあるのは「第46条において準用する第37条第2項」と、同項第5号中「第39条第2項」とあるのは「第46条において準用する第39条第2項」と、同項第6号中「第43条第2号」とあるのは「第46条において準用する第43条第2号」と、同項第7号中「第43条第9号」とあるのは「第46条において準用する第43条第9号」と、同項第8号中「第22条第1項から第3項まで」とあるのは「第46条において準用する第22条第1項から第3項まで」と、第43条中「第4条」とあるのは「第46条において準用する第4条」と、「前条」とあるのは「第46条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第8章 雜則

(電磁的記録等)

第47条 指定第1号訪問事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書

面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるもの（第13条（第46条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定第1号訪問事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成30年市規則第204号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年市規則第70号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の岡山市指定第1号訪問事業の内容、実施方法、基準等を定める規則（以下「新規則」という。）第3条第2項及び第39条の2（新規則第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 令和6年3月31日までの間、新規則第31条の2（新規則第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 令和6年3月31日までの間、新規則第32条第3項（新規則第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和6年市規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 令和7年3月31日までの間、この規則による改正後の岡山市指定第1号訪問事業の内容、実施方法、基準等を定める規則（以下「新規則」という。）第33条第3項（新規則第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定第1号訪問事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。